



国自整第 29号の2
国自技第105号の2
平成21年7月16日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長



整備課長



バスのシートベルト設置に係る基準適合性の検査について

平成21年7月11日、大分自動車道日出ジャンクション（大分県日出町）において、大型バスが横転し、1人が死亡、42人が重軽傷を負った事故が発生しました。

当該バスについては、本来、全ての座席にシートベルトを設置する義務があるにも関わらず、運転者席以外の座席には設置されておらず、保安基準不適合の状態でした。

道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準（省令）に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示において、昭和62年9月1日以降に製作されたバス（高速道路等において運行しないものを除く。（別添参照））については、全ての座席にシートベルトの設置が義務付けとなっているところ、検査にあたっては、適切な基準適合性の判断を行うよう、周知徹底をお願い致します。

国自技第181号の3
国自整第120号の3
平成18年12月25日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長

整備課長

バスの自動車検査証の備考欄等への記載に係る協力依頼について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）の自動車検査証の乗車定員欄及び備考欄の記載については、「「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について」（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により通知したところでありますが、今般、本取扱いについて、下記1. の処理を適確に実施するとともに、下記2. の内容を受検者等へ周知方願います。

なお、別添のとおり関係団体等に協力依頼を行いましたので、念のため申し添えます。

記

1. 自動車検査証への記載について

平成19年1月1日以降に製作され、かつ、立席を有するバスは、適合性審査後の審査結果を通知する場合において、審査結果通知書の乗車定員欄に立席定員数を除いた乗車定員数を括弧書きで記載する等、該当バスであることを記載して通知すること。

また、昭和62年9月1日（輸入された自動車にあつては昭和63年4月1日）以降に製作された「高速道路等に係る路線以外の路線を定めて定

期に運行する旅客自動車運送事業用自動車」又は「高速道路等を運行しない自動車」に該当するバスとして適合性審査を行った場合は、「高速道路等を運行しない自動車」として適合性審査した旨を記載して通知すること。

2. 自動車検査証に記載のあるバスの取扱い

自動車検査証に本取扱いによる記載のあるバスに係る以下の事項について、各種機会を通じて関係各位に周知を図ること。

- (1) 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用することができないこと。
- (2) 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できないこと。